

Title	二十世紀中国大陸における土地調査事業と農村社会
Author(s)	片山, 剛
Citation	
Issue Date	
Text Version	publisher
URL	<a href="http://hdl.handle.net/11094/27271">http://hdl.handle.net/11094/27271</a>
DOI	
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

# 二十世紀中國大陸における土地調査事

## 業と農村社会

片山 剛\*

### はじめに

土地調査とは、公権力がその統治下にある土地（前近代の場合は主に農地）を対象に、各筆の土地の位置、形状、面積、地目、税額、収量（あるいは地価）、権利関係（所有者、耕作者、抵当の有無等）などを把握・確定することである。

公権力のなかでも、とくに近代国民国家の場合は、その領域内の土地資源を正確に把握・管理し、同時にこれを通じて、国民の権利・義務を全国的に均一化しようとする志向が強いといわれている。そして、科学技術の日進月歩により正確な測量・製図が可能となる近代という時代、加えて中央集権化を進めることで中央から地方末端に至る法令の整備が格段に浸透する国民国家という体制における土地調査では、近代的技術・器材の導入、専門技術者の養成、中央から地方末端に至るまでの各レベルにおける実施細則を含む多数の法規の制定など、巨額の経費と長大な時間、そして膨大な人材の投入を必要とする一大プロジェクトとなる。

ところで、王朝時代の中国では、全国的ないし地方的な土地調査が単独で、あるいは戸口調査と一緒に行われ、調査後も、制度的には土地所有者の変動などが把握されることになっていた。しかし実際には、王朝中央のみならず、地方政府すら、各筆の土地の面積や所有者名等の情報を正確には把握していなかった。また中華民国が成立したのちも、その土地税制は王朝時代から続く「錢糧」（田賦、税糧とも呼ばれる）であった。重要な点は、錢糧には明確な課税基準がないこと、そして正税以外に、県以下が課す附加税や田畝捐など、様々な苛捐雑税が存在していたことである。場合によっては苛捐雑税の方が正税よりも高額な場合があったという。

これに対して、近代的税制として、地価（土地の価格）を基準とする課税で

\* 大阪大学大学院文学研究科教授。

ある「地稅」の全国一律の導入，そして稅率としては地価の1%課稅のプランが，「耕者有其田」の理想とともに，孫文によって提唱されてくる。本稿では，孫文の「耕者有其田」の實現へ向けた2つの道のうち，国民党の国民政府が1930年代以降に本格的に進めた土地調査事業に主として焦点を合わせ，共産党が中華人民共和國の建国初期に行った土地改革および「査田定産工作」等を付隨的に検討する。

1930~40年代の国民政府による土地調査事業については，笹川裕史氏や山本真氏の先駆的研究が存在する〔笹川裕史 2002，山本真 1998〕。ただし両氏の研究は，檔案資料であれ，編纂資料であれ，どちらかといえば文字資料を用いた研究であり，土地調査の過程で作られた，毎筆の土地のデータを記載した土地台帳や，実測にもとづいて各筆の土地の位置・形状が書き込まれた地図の利用は少ない。それは次の理由による。すなわち，1930~40年代の国民政府による土地調査では，土地台帳や地図などが大量に作られたはずである。しかし，地図や台帳の断片的存在は確認できても，一定程度まとまった量の台帳や地図が，どこに，どの程度収蔵されているのかが，現時点でもほとんど未詳だからである，と。現存する文書類のうち，少しまとまった量のものとしては，1930年代前半の広東省で作成された土地台帳「広東省田畝調査冊」(注2参照)を除けば，筆者の研究グループが2006年に国史館で発掘した，1947年前後に作製された南京市郊外の江心洲を対象とした地籍図〔大坪慶之等 2007〕，および稲田清一氏が青浦区檔案館で発掘した1949年作製の江蘇省青浦県(現在は上海市青浦区)の地籍台帳と地籍公布図〔稲田清一 2007b〕などがあるにすぎない。本稿は，これら土地台帳や地籍図も利用して，国民党と共産党の土地調査を検討し，比較を試みることにしたい。

## 一、近世的土地調査から近代的土地調査へ

### 1-1. 近世的土地調査のデータ

近世的土地調査で作製された地図，たとえば魚鱗図冊の場合，方位・縮尺や土地の形状が実際と異なることが多く，地番や「四至」が記載されていても，ある耕地の位置を同定するのは，部外の者にとっては困難である。権利関係においては，土地調査の時点で土地所有者を確認しても，その後の売買等による所有者の変動を捕捉できない，あるいは捕捉しているのは，個人名ではなく宗族組織の堂名にすぎないという状況が，20世紀前半まで普遍的であった。つまり，所有者を把握することも困難であった。「稅畝」と呼ばれる課稅面積も，土地の単純な実測数値をさすものではなく，課稅対象となる土地の収量や納稅地との距離の遠近等を総合的に勘案し，同一面積ではあっても収量や所在を異

にする土地の負担額が、実質的に平等になるように操作されていた。また、一度課税対象となった農地は、道路・水路等に転用されても、徴税台帳上では依然として農地として課税され続け、徴税台帳に現状が反映されないことも多かった。

## 1-2. 1930年代以降の国民党による土地調査事業

### 1-2-1. 近代的土地調査の初歩段階：1930年代前半の広東省<sup>1</sup>

1928～36年の広東省は、陳済棠らのいわゆる国民党西南派が統治していた。そして1933年10月から、広東省財政庁の主導で、土地税を錢糧から地価を基礎とする「臨時地稅」へ轉換する政策が実施されていく。その政策の一環として、全省で土地調査が実施され、「田畝調査冊」と呼ばれる土地台帳が作成された。作成された「田畝調査冊」のすべてではないが、省財政庁に提出されたものの多くが、現在、台北の国立中央図書館台湾分館に収蔵されている<sup>2</sup>。

実見した「田畝調査冊」と関連資料から、この1930年代前半の広東省土地調査の性格を、近世的側面と近代的側面に分けてみよう。

**近世的側面：**①調査を各郷に強制し、郷長等を動員して行う。つまり、郷内部の者による調査である。調査費も郷の負担であるため、調査の実施に消極的な郷も多い（実施遅延によって罰せられた郷長も存在する）。②土地の位置を同定するために、郷の「総図」やその下位単位の「段図」（段は日本の字に相当）の作製が義務づけられているが、作製しない郷も存在する。作製された場合でも、方位・縮尺のない絵図であり、近代的測量による地籍図ではない。③面積・地価は農民の自己申告による<sup>3</sup>。また調査で要求されている面積数値も実測ではなく、売買契約書等に記載されたものにとどまっている。村外の第三者による客観的調査ではないので、隠蔽田等が残る可能性がある。

**近代的側面：**①地方自治の単位である郷を調査の基本単位とし、その郷の管轄域はすでに画定されていることを前提にしている。もし画定されてい

<sup>1</sup> この項は、片山剛 2006、片山剛 2008 に主に依拠する。

<sup>2</sup> その蔵書目録が Roy Hofheinz, Jr. の解説が付されて 1975 年に出版されている。A Catalog of Kuang-tung Land Records in the Taiwan Branch of the National Central Library (Chinese Materials Center, Inc., San Francisco, 1975, 77p.) 中文書名は『広東省各県土地調査冊目録』。広東全省約 100 県のうち 59 県を、郷としては 1,450 郷をカバーし、冊数は 3,333 冊にのぼるコレクションである。本文書の作成経緯・性格・利用価値については、片山剛 2006、片山剛 2008、参照。

<sup>3</sup> 基本は自己申告であるが、近代的測量による「復査」も一部実施されている。1937年6月に測量された海南島文昌県の復査図では、申告面積と比較して、誤差がほとんどない筆もあれば、誤差が2倍前後の筆もある。

ない場合には、画定してから調査を開始することを規定している。画定に当たっては、道路・河川などの線で境界を区切って飛地を解消する。属地主義の原則を採用し、属人主義（耕地の所有者ないし耕作者の所属する郷に、当該耕地を帰属させる）は採用しない。②郷自治の財源として田畝捐を設定している。〈各郷が田畝捐を徴収する地理的範囲＝各郷の管轄域〉であるので、郷の管轄域が画定していない場合は、逆に田畝捐の徴収権をめぐる管轄域の争論が起きやすい<sup>4</sup>。③近世的絵図ではあるが、「総図」「段図」の作製によって、各筆土地の位置を同定する志向が窺える。④従来、公権力は各筆耕地の土地所有者すら把握していなかったが、「田畝調査冊」では毎筆農地の所有者・耕作者の個人名・住所を把握しようとしている<sup>5</sup>。

さて、郷の管轄域をめぐる争論の一例として、1934年5月から12月にかけての高要県第八区の騰岡郷と金溪郷の争論がある<sup>6</sup>。騰岡郷と金溪郷は、いずれも元代に建設された金東围<sup>7</sup>という堤防内に所在する郷である。ただし騰岡郷の集落は明代になってできたので、騰岡郷は金東围の建設に参加していない。

騰岡郷は、該郷の集落周辺の土地1,200畝を該郷の管轄域と主張する。その主たる根拠は「自置自耕，自戸自税」，すなわち、この1,200畝の所有者，経営耕作者，土地税の納入者のいずれもが該郷の住民であることに求めている。つまり，属地主義ではなく，属人主義にもとづく主張である。この争論が続いていた1934年8月に，騰岡郷は「田畝調査冊」を作成している。その「騰岡郷全図」を見ると，集落周辺の土地として，全部で49段の土地が描かれている。そして，全49段で合計約2,000筆の耕地のうち，1,600余筆は所有者もしくは耕作者が騰岡郷の農民となっている。これは上記主張をある程度裏づけている<sup>8</sup>。

<sup>4</sup> その理由は未詳であるが，1920年代後半や30年代前半の江蘇省や浙江省では，郷の境界をめぐる争論があまり発生していないように見受けられる。

<sup>5</sup> ただし，一人の者が複数の名義で土地を所有している場合もあり，戸籍制度が整備されないと，土地調査も真の完成には達しない〔笹川・奥村2007，稻田清一2007b〕。

<sup>6</sup> 史料として「令第八区公所秉公調処白藤岡郷（＝騰岡郷）與金溪郷互争田畝区域文」（『高要県政公報』第10期，民国23年6月1日，頁財政80-81）や「奉民政庁令發吳視察呈覆勸明高要第八区騰江（＝騰岡）・金溪兩郷争界案原呈一件連同圖說飭即遵照辦理等因抄發原附各件轉飭遵辦具報文」（『高要県政公報』第16期，民国23年12月1日，自治pp.125-129）等がある。詳細な検討は，片山剛2008，参照。

<sup>7</sup> 民国36（1947）年序『高要県志初編』巻11，隄防，围隄表，p.537。

<sup>8</sup> この1,600余筆の合計面積は約1,600畝となり，騰岡郷が主張する1,200畝より大きい。1,200畝が主張されたのは，田畝調査の開始直後である。この時点では全49段の合計面積は不明であるから，騰岡郷は概数として1,200畝という数値を挙げたのであろう。なお騰岡郷以外では，清平郷の東慶行政村の農民が「自耕」（所有かつ経営耕作）する17筆の耕地が騰岡郷に申告さ

一方、金溪郷は堤防管理の慣習にもとづく主張をした。すなわち、元代に金東圍の堤防を建設した時に、堤防の建設費および今後の保守費を捻出する方法として、堤防を10段に区分し、また、それに対応して堤防内の土地も10甲に区分した。堤防建設に参加した各集落は、堤防1段を保守する責任を負う代わりに、堤防内の土地1甲から「困料」を徴収して保守費用に充てる権利が付与される。堤防建設当時は、騰岡郷の集落はまだなく、当該集落とその周辺の土地は元代から現在まで金溪郷が「困料」を徴収する範囲である、と。つまり金溪郷は、元代から属地主義的に決まっている、堤防保守のための「困料」徴収範囲を該郷の管轄域と主張するのである。

両郷の主張に対する広東省民政庁の判断は、属人主義に基づく騰岡郷の主張を退け、基本的には金溪郷の主張を尊重するものであった。つまり、堤防の保守に関係して設定された、属地主義にもとづく地理的範囲が、郷という行政区画の管轄域として認められたことになる。ただし、これはほんの一例にすぎない。このほかにも、田畝捐や自衛のための団練の経費を徴収する地理的範囲などを郷の管轄域とする事例がある。そのため、郷の管轄域を決める基準を特定のいくつかに絞ることは困難である。しかし「村の土地」がない、あるいはその境界線が明瞭でないといわれる華北〔旗田巍 1973, 参照〕に比べると、広東省農村については次の点を指摘できるように思われる。すなわち、堤防保守費・団練経費・田畝捐などを徴収するために、属地主義にもとづいて区画された地理的範囲がすでに存在していること、これら既存の区画された地理的範囲のいずれかを利用して郷の管轄域が決められた可能性が大きいこと、である。

### 1-2-2. 近代的土地調査の成熟段階：1930年代前半と40年代後半の江南<sup>9</sup>

1920年代後半に浙江省で実施された土地調査は、農村社会に調査を強制し、耕地に関するデータを農民に自己申告させるものであった。そのため、農民にかかる負担は大きく、また得られたデータも正確ではなかった。

1930年代に入ると、軍関係の地形図作製の進展と並行して、公権力の地政機関による測量技術人員の養成や近代的測量器材（航空測量用器材を含む）の導入とともに、地政機関が自らの経費と労力を用いて地籍図や土地台帳を作っていく。各筆耕地の面積も現場ではなく、正確に作製された地図上で面積測定器（プランメーター）によって計算される。そして各筆耕地の位置は、地籍図を利用すれば、現場に行かなくても机上で容易に同定されるようになる。また

れている。しかし、そのほかの郷ないし行政村の農民が経営耕作する耕地は、騰岡郷に申告されていない。

<sup>9</sup> この項は、笹川裕史 2002, 小林・渡辺 2006, 小林・渡辺 2007, 田口宏二郎 2008, 片山剛 2007 に依拠する。

土地をめぐる権利関係も、所有権以外の「他項権利」(永佃権、典権、抵当権など)が法規で分類されたうえで、調査・登記によって次第に確定されていく。すなわち、土地の測量・調査において、農村とは直接的利害関係のない、地政機関の専門家による作業が多くを占め、費用も公権力の負担が基本となる。つまり、測量や調査の作業に農民を動員したり、農民に調査費用を負担させたりすることは少なくなる。ただし、これは同時に、農民の調査への関与が減少することも意味する。以上、国民党の土地調査事業が30年代に近代化するにつれ、調査事業における農民の役割は次第に小さくなるのである。

さて、日中戦争後の1946年11月、南京市郊外の江心洲は「扶植自耕農実験区」に指定され、47年から自耕農育成へ向けた政策が順次実施されていく。その過程で作製された地籍公布図が国史館に所蔵されている〔大坪慶之等2007〕。この地籍公布図には、地籍図としては珍しく、「業権＝田底権」の所有者名のみならず、「永佃権＝田面権」の所有者名も記載されている。これは江心洲における一田両主制の存在を示唆するとともに、自耕農育成を見越して付加された工夫とも考えられる。関連資料によれば、南京市政府は、業権・佃権の有償徴収に備え、b業権の価値を毎畝小麦2石、c佃権を毎畝小麦5石、そしてa所有権(業権+佃権)を7石と推算している。佃権の価値が業権より高いのは、江心洲の開発が、のちに業権保有者となる者がほとんど関与せず、のちに佃権保有者となる安徽省等からの「流民」の主導で行われたことと関係する。そして土地調査では、地権保有者と経営耕作者の組み合わせとして、①「a所有権人」が自ら経営耕作する；②「a所有権人－d〔所有権も佃権ももたない〕無権利の経営耕作者」の2者が関与し、dが経営耕作する；③「b業権人－c佃権人」の2者が関与し、cが経営耕作する；④「b業権人－c佃権人－d無権利の経営耕作者」の3者が関与し、dが経営耕作する；以上の4タイプに分類して進め、a～cの地権保有者の把握のみならず、d無権利の経営耕作者の把握も行っている。この点と、登記においてa～cの3種の地権登記のみならず、「使用人登記」も行っている点とを考え併せるならば、たんなる土地調査ではなく、自耕農として育成する対象、すなわち経営耕作者＝「使用人」の把握・確定を目的とする土地調査であることがわかる。

## 二、建国後の共産党による土地調査

建国後、共産党政権は農村の土地をどのような方針で把握しようとしたのか。この点を土地改革や「査田定産工作」、さらに人民公社期の具体例や先行研究から検討しよう。

### 2-1. 土地改革

土地改革は、土地改革工作隊が貧農・下層中農に働きかけ、最終的には農民が主人公となって推進された。古典的な概括によれば、行政機関ではなく、農民の組織が執行機関となった点など、民衆の主体的参加による「耕者有其田」の実現として説明される<sup>10</sup>。しかし近年は、大衆的な調査・審査による隠蔽田や過少申告の存在、全国均一の土地税徴収の未実施など、その近世的農民的側面にも注意が向けられている〔松村史穂 2007, 参照〕。

測量の有無について、蘇南における土地改革の状況を概括した莫宏偉は、「土地改革時の主観的客観的条件の制約のため、“普丈”を行うことは不可能であり、ただ群衆が評議して、土地面積の大体の統一（市畝への統一を指す）を行う方法を採用するにとどまった」（「但由于土改時期的主客観条件限制，不可能進行普丈，只能力採取“群衆評議，求得土地畝積大体統一”弁法」〔莫宏偉 2007：102〕）と総括し、その事情を「土地分配の時には必ずしも測量を行わない。測量をすると運動を遅らせるし、もめごととも増えるから、実際には測量できない方がよいのである。」（「分田不必丈量，丈量会延緩運動，增加糾紛，實際上也不可能丈量好。」〔莫宏偉 2007：117〕）と説明する。すなわち、蘇南の土地改革では、測量はほとんど実施されなかったことを結論としている。

さて、江蘇省無錫県胡埭鎮の馬鞍行政村における 1950 年の土地改革時の状況について、1929 年馬鞍村出生で、生産大隊の会計を 20 余年間務めた呉文勉は、「国家が初めて比較的正確に耕地面積を調査した」〔呉文勉・武力 2007：52，212-214〕と記す。この文意は、当該地方には、土地面積の単位として「経量田」と「口号田」の 2 種類があるが、土地改革では「経量田」を採用したことを指す。「経量田」とは、国家が土地丈量で作製した地図にもとづいて算出した「実際の面積」であり、また田賦を国家に納める時の面積である。したがって、道理的に最も正確な数値であるとみなされて採用され、農業税の根拠にもなったという。一方、「口号田」は相続・売買・小作・典押の時に民間で用いられる単位であり、「経量田」1 畝が「口号田」では 1.2 畝になるという。つまり、「経量田」が大畝、「口号田」が小畝となり、同じ大きさの土地ならば、大畝の「経量田」の方が数値が小さくなる。

ところで、ここにいう国家による丈量とはいつのことかというところ、清代康熙年間の 1663 年、すなわち 300 年ほど前の丈量なのである。したがって第一に、丈量後に開発された耕地は、「経量田」が採用された場合、課税対象になっていない可能性がある。第二に、課税用に定められる「税畝」の数値は、実際の面積より小さいのが普通である。また、1930 年代の広東省では、同一の土地の面積数値が、一般には「売買契約書の数値 < 復査の数値（実測面積）」

<sup>10</sup> 古島和雄「土地改革（中国）」、『アジア歴史事典』（平凡社、1968 年第 6 版）第 7 巻，p.134・



であった。蘇南の「口号田」の数値は売買契約書に表示されているものであるから、「口号田<実際の面積」が成り立つとすると、同一の土地の面積数値が「経量田<口号田<実際の面積」となる可能性が大きい。つまり馬鞍村の場合、農民にとって農業税負担が小さくなる面積単位として「経量田」が採用された可能性が大きいといえよう。以上、蘇南の土地改革における土地調査では、村外の専門家による実測は行われず、農民に有利となる面積単位や数値が採用される傾向があったことを看取できよう。

土地改革で農民に発給された土地証（土地所有権状）、とくに農村部のそれには、地番（「地号」）や「戸地図」（「分段図」ともいう。一筆ごとの形状と実測面積が記された地図）のないものが多い。稲田清一氏は、かかる形式の土地証は農民の自己申告を反映したもので、地政機関による測量が行われていない可能性が大きいと推測する〔稲田清一 2007a：52〕<sup>11</sup>。つまり、土地証の形式からも、江南農村における土地改革時の土地調査の多くは、公権力による正確な土地把握に結びつくものではなかった可能性が大きいのである。

## 2-2. 1950年～53年の「査田定産工作」<sup>12</sup>

「査田」とは耕地面積の調査を、「定産」とは平年収量の評定を指す。いずれも農業税の査定に関係する項目である。そして「査田定産工作」とは、土地改革時の土地調査が不徹底であったとの認識（度量衡が地方ごとに異なる点、面積・収量の調査が農民による大衆審査のみで、外部者による客観的審査を経ていないため、隠蔽田が存在したり、収量が過少報告されていたりするとの推測）から、財政部が主導して、農村の土地を改めて調査し、税負担の均等化と税収入の増加を目的に、1950年9月に一部地域で始まり、1952年に全国規模で展開された運動である<sup>13</sup>。松村史穂氏は、査田定産工作は、統一の基準で全国の土地を正確に把握し、公正に徴税しようとする点で、国民政府期の土地・地稅制度の近代化への道を継承するものと性格づけている。

しかし、この調査は、農村工作部の部長鄧子恢による批判、鄧の意見への毛沢東の賛同を経て、53年春に突然停止される。鄧は、「土地面積の調査において全面測量を行う必要はない。…代わりに大会を開き、その場で「自報公議」（農民が所有地の面積を自己申告し、これを大会で審議する）の方法によつて、農民に耕地面積を登記させればよい」と批判する。この発言の骨子は、「査田定産工作」が土地改革における「自報公議」の方法を否定していることへの

<sup>11</sup> なお、江南の都市部の土地所有権証には、国民政府期の成果を利用した形跡が窺えるものがある〔稲田清一 2007a：53〕。

<sup>12</sup> この「査田定産工作」の項は、主として松村史穂 2007 に依拠する。

<sup>13</sup> ただし、実際の調査が郷もしくは行政村（すなわち農民）に委ねられている点、測量器材が「竹皮巻尺、鉄線尺、木製尺」である点は、「査田定産工作」がもつ近世的側面といえよう。

批判にある。すなわち、農民に依拠した方法の否定は、農民そのものの否定を意味し、ひいてはそれが共産党政権に対する農民の支持を失うことにつながる。これを危惧しての発言と推測される。つまり、正確な調査と公正な課税の実現よりも、農民の支持の確保が優先されるべき、と判断していることになる。このように考えてよいとすれば、つぎには、この判断が当時の国内外の情勢（朝鮮戦争中で、かつ国民党による反攻の可能性もある）に対応した一時的方針に由来するのか、それとも共産党政権（あるいは毛沢東等の政治家）の本来的な統治方針に由来するのか、という問題を検討しなくてはならないであろう（「おわりに」参照）。

### 2-3. 人民公社期の土地把握

1961～81年における人民公社による土地把握について、江西省波陽県銀宝湖人民公社青林大隊の事例を見てみよう<sup>14</sup>。青林大隊の公式統計（したがって、公社等の上級機関も把握している数値）によると、同大隊の全土地面積は3,484畝で、そのうち自留地 private plot は、1961～70年が224畝（全土地面積の約6%）、1971年が149畝（約4%）、1972～74年が305畝（9%弱）、1975～81年が241畝であった。つまり公式統計では、自留地は最大時でも305畝で、全土地面積の9%弱にすぎなかった。しかし1961年から81年の公社解体まで、少なくとも高家村の生産隊では、実際の自留地の一人当たり面積は0.1畝であり、その合計は全土地面積の10%以上に相当していた、という。すなわち、公式の自留地4～9%以外に、“他の耕地”が加えられることで10%以上になっていたことになる。

また、大隊の公式統計には、自留地 private plot とは別に、やはり私的に使用できる private run crops という項目の耕地が1949年から存在する。そして、この2種類の私的に使用できる耕地（自留地 private plot と private run crops）の合計は、公式統計では一人当たり約0.36畝であったが、高家村の場合、実際には0.5畝に達していたという。したがって、この差額の約0.14畝は“他の耕地”から加えられたことになる。以上、不分明な箇所もあるが、これは、大隊以下における“他の耕地”＝「隠蔽田」の存在を示唆すると思われる。

以上は、1949年から1981年まで、農村の土地は第三者による客観的な調査を経ていないこと、「隠蔽田」の存在も含めて、公社以上の行政機関による把握は十分ではないことを示唆する。そして、かかる状況は改革開放以後も基本

<sup>14</sup> この段落は Gao1999:53-54, 134 に依拠する。なお、高家村 Gao Village は青林大隊に所属し、集落としては一つであるが、生産隊としては二つに分かれている。

的には変わっていないようである<sup>15</sup>。

## おわりに

ここまで検討してきた内容を、公権力と農民との関係という観点から整理してみよう。1920年代後半の江南や1930年代前半の広東省における国民党の土地調査は、農民に大きな負担を強いるものであった。そのため、調査に消極的であったり、反対したりする農民の姿が見られた。江南における1930年代前半および1940年代後半の調査は、地政機関の費用負担で行われ、専門技術者が測量や調査を行い、さらに「扶植自耕農」の計画も立てられていたためか、農民の不満はあまり窺えない。ただし、積極的に支持した姿も窺えない。国民党の場合、領域内の土地資源を正確に把握・管理し、これを通じて、国民の権利・義務の全国的均一性の実現を志向する、その意味で近代国民国家への正道を歩もうとする点では共産党よりも数歩進んでいたが、農民大衆による積極的支援は少なかったように思われる。

一方、共産党の場合は、正確な土地把握よりも、農民の支援の確保を優先していた。国民党と共産党の間に存在するこのような相違について、西村成雄氏は示唆的な仮説を提出している。すなわち、第一に、19世紀末から20世紀初の中国に生まれた二つの大きな政治潮流として、国民国家の建設を志向する流れと中華帝国の再生を志向する流れとを措定し、第二に、前者を志向する典型として国民党、とくに蒋介石をあげ、後者を志向する典型として、農民の大衆運動を活用する共産党、とくに毛沢東をあげている〔西村成雄1995:292-294, 313〕<sup>16</sup>。今後は、西村氏が指摘する中華帝国的側面にも着目しながら、1949～81年における土地把握や農民との関係に対する共産党の姿勢を検討していく必要がある。そして、その場合には、歴代の中華帝国における土地把握のあり方や農民との関係そのものをどう性格づけるか、これも大きな課題となる。なぜなら、歴代の中華帝国は、一方では、版図内の土地を、戸口とともに賦役黄冊のような戸籍簿によって、あるいは土地のみを扱う魚鱗図冊などによって、中央集権的に把握する志向を有していた。だが他方では、前述したように、実際には土地の実況を把握し続けることを放棄する側面も有していた。したがって、この二面性を整合的に説明することは、共産党政権の性格の解明にもつながると思われるからである。

<sup>15</sup> 農村の土地にかんする正確なデータの不備については、小島泰雄2007:90、鶴見尚弘2007:100-101、参照。改造された荒地を、村民委員会が公式の耕地として認定しない事態については、中川秀一・亀岡岳志2003:179, 185, 194-195、参照。

<sup>16</sup> なお、劉少奇・周恩来・鄧小平については、共産党内で国民国家建設を志向する者と性格づけている〔西村成雄2004:13〕。

## 参考文献

- 稲田清一 2007a 「民国期，江浙における地籍整理事業の作業過程」，片山剛編 2007，pp.49-62・
- 稲田清一 2007b 「1940年代末，江蘇省青浦県における地籍台帳と地籍公布図」，太田出・佐藤仁史編『太湖流域社会の歴史学的研究：地方文献と現地調査からのアプローチ』汲古書院，2007年11月，所収。
- 大坪慶之・山本一・片山剛・荒武達朗 2007 「台湾収集の地形図および地籍図について—その分析・活用と資料的価値—」，片山剛編 2007，pp.121-140・
- 片山剛 2006 「1930年代広東省の「田畝調査冊」の性格と作製経緯」，片山剛編 2006，pp.2-13・
- 片山剛 2007 「江心洲地籍図をどう読むか：業権・佃権および開発史」，片山剛編 2007，pp.157-169・
- 片山剛 2008 「1930年代広東省土地調査事業と郷の境界画定：「村の土地」の存否をめぐる」，片山剛編 2008，pp.31-50・
- 片山剛編 2006 『近代東アジア土地調査事業研究 ニュースレター』第1号，大阪大学文学研究科，2006年3月，88p・
- 片山剛編 2007 『近代東アジア土地調査事業研究 ニュースレター』第2号，大阪大学文学研究科，2007年3月，214p・
- 片山剛編 2008 『近代東アジア土地調査事業研究 ニュースレター』第3号，大阪大学文学研究科，2008年3月，100p・
- 中川秀一・亀岡岳志 2003 「農村における土地利用と管理制度」(とくに第3節の亀岡執筆部分)，石原潤編『内陸中国の変貌：改革開放下の河南省鄭州市域』ナカニシヤ出版，2003年11月，pp.154-199・
- 小島泰雄 2007 「日本の地籍図 中国の地籍図」，片山剛編 2007，pp.90-91・
- 小林茂・渡辺理絵 2006 「東アジアの土地調査事業における広東省土地調査冊の位置づけに関するノート」，片山剛編 2006，pp.14-23・
- 小林茂・渡辺理絵 2007 「近代東アジアの土地調査事業と地図作製—地籍図作

製と地形図作成の統合を中心に一」, 片山剛編 2007, pp.4-14.

笹川裕史 2002 『中華民國期農村土地行政史の研究』汲古書院, 2002年11月, 333p.

笹川裕史・奥村哲 2007 『銃後の中国社会: 日中戦争下の総動員と農村』岩波書店, 2007年5月.

田口宏二郎 2007 「南京国民政府時期の土地登記と「他項権利」」, 片山剛編 2008, pp.9-25.

西村成雄 1995 「中国歴史空間への再認識と「世界システム」」, 川北稔・鈴木正幸(編)『シンポジウム 歴史学と現在』柏書房, 1995年12月, 所収.

西村成雄 2004 『20世紀中国の政治空間: 「中華民族的国民国家」の凝集力』青木書店, 2004年6月.

鶴見尚弘 2007 「明清史魚鱗図冊との関連から」, 片山剛編 2007, pp.99-100.

旗田巍 1973 『中国村落と共同体理論』岩波書店, 304p.

松村史穂 2007 「中華人民共和国建国初期の「査田定産工作」: 農業統計調査の試みと挫折」, 『アジア研究』(アジア政経学会)53-4, 2007年12月, pp. 74-90.

山本真 1998 「日中戦争期から国共内戦期にかけての国民政府の土地行政—地籍整理・人員・機構」, 『アジア経済』39巻12号, 1998年12月.

莫宏偉 2007 『蘇南土地改革研究』合肥工業大学出版社, 2007年3月.

呉文勉・武力 2006 『馬鞍村的百年滄桑: 中国村莊經濟与社会変遷研究』中国经济出版社, 2006年6月.

Gao, Mobo C. F. 高默波 1999, *Gao Village 高家村: A Portrait of Rural Life in Modern China*, Hurst & Company, London, 1999.